

提出していただいた意見とそれに対する県の考え方

【食の安心・安全の推進に関するもの】（2件）

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	HACCPに関して「すべての食品等事業者」は誰を示しているのでしょうか。	原材料の生産者を除き、原材料の受入れから製造・加工、調理、販売、保管、運搬等に至る事業者です。
2	作業や時間に無駄がでて衛生や経費の無駄が心配です。どうしてもやるなら誰でもできるようなシステムがあって事業者に具体的メリットがないとできないのではないかと思います。	業界団体と連携した講習会や業界団体が作成する手引書の活用等により、どの事業者でも導入が可能であると考えています。 また、HACCP導入により、食中毒や異物混入事故の減少につながると考えています。

【パブリック・コメント等に関するもの】（11件）

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	全く同時期に14件のパブリック・コメント（県民意見の募集）が集中している状況での意見作成、1ヶ月では到底困難と感じております。今回の意見募集の回答も再提示の上での再意見募集、あるいは当意見募集の期間延長を御検討頂けましたなら幸いです。	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
2	当該県民意見募集期間中に県内では豪雨災害が発生、資料参照・意見作成もままならない県民もおられました。当状況を考慮し、意見募集の期間延長又は意見再募集をすべきと考えます。	
3	行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。 「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。（「県の条例等に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しません。）	

4	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載したか、記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います（記事の場合は把握している範囲内）。</p>	
5	<p>意見募集期間中の8月発行の県広報紙にパブリックコメントの記述は全くありませんでした。具体的案件は〆切等の関係で記載出来ないとしても、「県民意見募集をしている場合がありますので県ホームページを御確認願います」と言った一般的広報は可能なはずであり、県広報にこの様な文面を掲載しないのは「意見募集に消極的」としか思えません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県広報にパブリックコメント/県民意見募集の一般的広報の掲載が無い理由を明示願います。 ・県広報には、常時パブリックコメント/県民意見募集の一般的広報を掲載願います。 <p>新聞の下5段程度掲載「山口県からのお知らせ 山口県広報」では、山口新聞 7/15 にパブリックコメント 14 件の記述がありました。1 件での小さい新聞広報より、「山口県広報」の大きい広報内の記載の方が県民の目に留まる可能性も高まると思われれます。今後も「山口県からのお知らせ/山口県広報」へのパブリックコメント/県民意見公募の記載実施を御願ひ致します。</p> <p>一方、山口新聞 8/2 の「山口県からのお知らせ 山口県広報」にはパブリックコメント/県民意見公募の記述はありませんでした。意見募集期間内の「山口県からのお知らせ 山口県広報」には、常時「パブリックコメント/県民意見公募」実施中の広報実施を御願ひ致します。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（7月15日の山口新聞）により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>

6	<p>今回の様に県の施策として1ヶ月の期間でのパブリックコメント(県民意見の募集)が存在する中、県広報紙は隔月或いは3ヶ月の間隔(5月発行の次が8月発行)となっております。</p> <p>『県の施策広報の為には最低各月発行が必要な県広報紙を隔月(以上の間隔での)発行としている』理由を明示願います。</p>	
7	<p>ここまでの「パブリックコメント/県民意見募集」の広報についての意見に対する御返答内容、意見送付県民数・意見数より、当「県民意見の募集」の広報が十分になされたのか、御判断御明示願います。(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの御判断(十分・不十分)」を明示願います。)</p>	
8	<p>パブリックコメント(県民意見募集)の同一期間集中の弊害については(特に年末年始の集中の際に)過去複数回意見指摘しておりますが、今回同一期間に14件と極端な案件集中となっております。</p> <p>県行政として「意見募集の集中」について対応を取っているのか、取っていないならばその理由を、取っているのであればなぜ今回14件の集中が発生したのか明示願います。</p>	<p>総合計画である維新プランの策定に併せて、関連する各部局の施策別計画も改定しているところであり、6月県議会における素案の審議を経て直ちにパブリック・コメントを開始したことから、結果として時期が集中したところです。</p>
9	<p>当件の内容は地域性専門性・県内市町自治体・企業との関係性の高いものとなっておりますと考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家、関係団体・組織・企業或いは市町自治体等からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。(案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<p>本計画は、有識者や関係団体、県民から公募した委員等で構成する「山口県食の安心・安全審議会」の御意見をお聞きしながら作成しています。</p>
10	<p>可能であれば年次把握が誰でもし易いように年代は元号西暦併記頂ければ幸いです(一部は併記を確認しましたが元号のみの記述箇所も確認致しました。今後の事を考えますに、西暦のみ表記に統一すべきではと感じます)。</p>	<p>本文に元号と西暦を併記します。</p>

11	<p>本文中、県民には馴染みの無い/薄い専門用語・行政用語が多数見受けられました。「語句解説」の追加（解説語句が多くなる様ならば巻末への「語句解説」の章の追加）を御願います。</p> <p>また、パブリックコメント(県民意見募集)への「語句解説」記載を一般化願います。</p>	<p>巻末の参考資料に「用語解説」を作成します。</p>
----	--	------------------------------